

# 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2026 年 4 月 1 日

竹田 i P ホールディングス株式会社

2026年4月1日

## 吸収合併に係る事後開示書面

名古屋市昭和区白金一丁目11番10号  
竹田iPホールディングス株式会社  
代表取締役社長 細野浩之

当社を吸収合併存続会社、株式会社光風企画（以下「光風企画」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関する会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に定める事項は、以下のとおりです。

### 1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2026年4月1日

### 2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過に関する事項（会社法施行規則第200条第2号）

#### 2-1. 株主の差止請求手続の経過（会社法第784条の2）

光風企画は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

#### 2-2. 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第785条）

光風企画は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

#### 2-3. 新株予約権買取請求手続の経過（会社法第787条）

光風企画は、新株予約券を発行していないため、該当事項はありません。

#### 2-4. 債権者の異議手続の経過（会社法第789条）

光風企画は、会社法第789条第2項および第3項の規定に基づき、2026年2月2日付で官報および電子公告により債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

### 3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過に関する事項（会社法施行規則第200条第3号）

#### 3-1. 株主の差止請求手続の経過（会社法第796条の2）

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

#### 3-2. 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第797条）

当社は、会社法第797条第3項および第4項に基づき、2026年2月2日付の電子公告により、本合併に係る公告を行いました。会社法第796条第3項に定める数の株式を保有する株主からの反対通知はありませんでした。なお、本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

#### 3-3. 債権者の異議手続の経過（会社法第799条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2026 年 2 月 2 日付の官報および電子公告により債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いました。申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社からのその資産、負債およびその他の権利義務一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録がされた事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2026 年 4 月 1 日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

## 別紙

会社法第 782 条第 1 項の規定により  
吸収合併消滅会社が備え置いた  
書面または電磁的記録に  
記載または記録がされた事項  
(次頁以降に添付)

# 吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2026 年 2 月 2 日

株式会社光風企画

## 吸収合併に係る事前開示書面

名古屋市中区松原二丁目21番28号  
株式会社光風企画  
代表取締役社長 嶋貫浩明

当社を吸収合併消滅会社、竹田 i P ホールディングス株式会社（以下「竹田 i P ホールディングス」といいます。）を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関する会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に定める事項は、以下のとおりです。

### 1. 本合併契約の内容

本合併契約の内容は別紙 1 のとおりです。

### 2. 合併対価の相当性に関する事項

当社は竹田 i P ホールディングスの完全子会社であるため、本合併に際して、竹田 i P ホールディングスは当社の株主に対する株式の発行および金銭等の交付を行いません。

### 3. 本合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

当社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

### 4. 計算書類等に関する事項

#### 4-1. 存続会社に関する事項

##### 4-1-1. 竹田 i P ホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容

竹田 i P ホールディングスの最終事業年度（2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）に係る計算書類等の内容は別紙 2 のとおりです。

##### 4-1-2. 竹田 i P ホールディングスにおける重要な後発事象に関する事項

竹田 i P ホールディングスにおいて、最終事業年度（2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

#### 4-2. 当社に関する事項

##### 4-2-1. 当社における重要な後発事象に関する事項

当社において、最終事業年度（2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

### 5. 本合併が効力を生ずる日以後における竹田 i P ホールディングスの債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併の効力発生日後の竹田 i P ホールディングスの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併の効力発生日後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、竹田 i P ホールディングスの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本吸収合併の効力発生日後における竹田 i P ホールディングスの債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

## 別紙 1

本合併契約の内容

(次頁以降に添付)

# 吸収合併契約書

竹田 i P ホールディングス株式会社（以下「甲」という）および株式会社光風企画（以下「乙」という）は、次のとおり合併契約書を締結する。

## 第 1 条（吸収合併の方法）

甲および乙は、本契約の定めるところにより、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」という。）を行い、甲は、本件合併により乙の権利義務の全部を承継し、乙は解散する。

## 第 2 条（合併をする会社の商号および住所）

本件合併の吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社のそれぞれの商号および住所は、次のとおりである。

### 吸収合併存続会社（甲）

商号：竹田 i P ホールディングス株式会社

住所：名古屋市昭和区白金一丁目 11 番 10 号

### 吸収合併消滅会社（乙）

商号：株式会社光風企画

住所：名古屋市中区松原二丁目 21 番 28 号

## 第 3 条（本件合併の効力発生日）

本件合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は 2026 年 4 月 1 日とする。ただし、本件合併の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議し合意のうえ、これを変更することができる。

## 第 4 条（本件合併に際して交付する株式等）

甲は、乙の発行済株式の全部を保有しているため、乙の株主に対し、本件合併に際して、甲の株式その他一切の対価を交付しないものとする。

## 第 5 条（資本金及び準備金の額）

本件合併に際して、甲の資本金および準備金の額の増加は行わない。

## 第 6 条（本件合併の承認手続等）

- 甲は、本件合併が会社法第 796 条第 2 項本文に定める場合に該当するため、株主総会による本契約の承認を求めずに、取締役会の決議に基づいて本件合併を実行する。
- 乙は、本件合併が会社法第 784 条第 1 項本文に定める場合に該当するため、株主総会による本契約の承認を求めずに、取締役会の決議に基づいて本件合併を実行する。

## 第 7 条（会社財産の引継ぎ）

甲は、効力発生日において、乙の資産及び負債並びにこれらに付随する全ての権利義務を承継するものとする。

## 第 8 条（会社財産の管理）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ

の業務の執行および財産の管理を行い、それぞれの資産内容、財産状態、経営成績、キャッシュフロー、事業または将来収益計画（以下「資産内容等」と総称する。）に重大な影響を及ぼす行為を行うおうとする場合には、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行う。

#### 第9条（誓約事項）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、その資産内容等に重大な影響を及ぼす恐れのある事象その他本件合併の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある事象が判明または発生した場合には、相手方に対して、速やかに書面によりその旨および当該事象の内容を通知しなければならない。

#### 第10条（合併条件の変更および本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、甲または乙の資産内容等に重大な影響を及ぼす事象その他本件合併の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明または発生した場合には、甲乙協議し合意のうえ、本契約の変更または解除を行うことができる。

#### 第11条（準拠法および裁判管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関して甲および乙との間に生じる一切の紛争の解決については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第12条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本件合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議し合意のうえ定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

2025年11月25日

甲：名古屋市昭和区白金一丁目11番10号  
竹田 i P ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 細野浩之

乙：名古屋市中区松原二丁目21番28号  
株式会社光風企画  
代表取締役社長 嶋貫浩明

## 別紙 2

竹田 i P ホールディングス株式会社

最終事業年度に係る計算書類等

(次頁以降に添付)

# 業績ハイライト

売上高

341億98百万円

前期比 8.0%増

## 情報コミュニケーションセグメント



2024年度  
目標 売上高 164億32百万円  
営業利益 4億15百万円

2024年度  
実績

売上高 166億07百万円

営業利益 5億94百万円

印刷事業では品質管理と情報セキュリティ管理を徹底し紙媒体需要を取り込むとともに、人件費高騰に対する価格転嫁が浸透し業績が回復しました。グローバルパッケージ事業は国内外で好調で、ロジスティクス事業では「TS-BASE」で新規成約を獲得し、BPO受託も増加。プロモーション支援事業では産官学連携のまちづくりプロジェクトに引き続き協賛し、通販受託も堅調に推移しました。その結果、当セグメントの売上高は、前期比4.5%増の166億7百万円、営業利益は前期比69.9%増の5億94百万円となりました。

## ソリューションセールスセグメント



2024年度  
目標 売上高 115億11百万円  
営業利益 3億01百万円

2024年度  
実績

売上高 118億49百万円

営業利益 2億59百万円

昨年3月に徳島営業所を設立し、四国地方で営業活動を開始しました。また、2025年1月に印刷機材の総合展示会「Print Doors 2025」を開催したほか、全国各地でイベント出展による広告宣伝活動を積極的に行うとともに、新規顧客開拓やものづくり補助金制度を活用した販売促進活動を強化しました。その結果、資材販売は堅調で、機械販売も大型機械の販売が好調に推移し、売上高は前期比12.2%増の118億49百万円となりました。利益面では増収効果のほか、利益率の高い自社ブランド製品の販売確保により、前期比55.7%増の2億59百万円となりました。

営業利益

13億75百万円

前期比 67.8%増

経常利益

14億78百万円

前期比 58.6%増

親会社株式に帰属する当期純利益

12億48百万円

前期比 46.7%増

### 半導体関連マスクセグメント



2024年度  
目標

売上高	62億24百万円
営業利益	3億85百万円

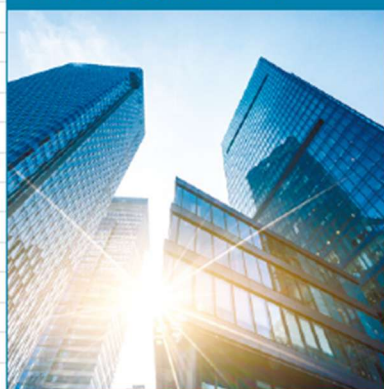
2024年度  
実績

売上高 60億81百万円

営業利益 4億41百万円

世界半導体市場は回復の兆しが見え、当社グループの各種マスク需要も回復基調で推移しました。しかし、中国経済の低迷や世界的なEV市場の失速などにより本格回復には至りませんでした。AIサーバー関連やスマートフォン、通信デバイス向けは好調でしたが、自動車分野は品質不正問題やEV需要の減速により出荷が低迷しました。海外では、中国で堅実に業績を確保し、タイで受注が伸長、ベトナムでは前期並みの業績を維持しました。その結果、当セグメントの売上高は前期比10.3%増の60億81百万円、営業利益は前期比128.1%増の4億41百万円となりました。

### 不動産賃貸セグメント



2024年度  
実績

売上高 7億75百万円

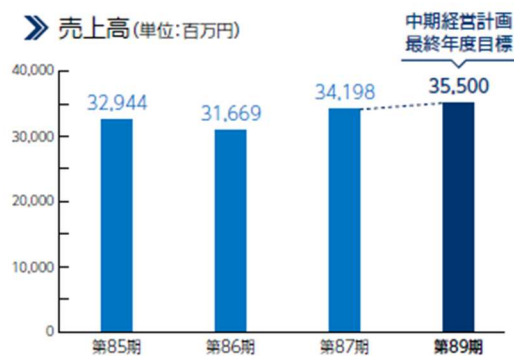
営業利益 4億47百万円

当社グループが保有する土地・建物などの有効活用を目的として、連結子会社や外部顧客に対する不動産賃貸事業を行っております。当連結会計年度の売上高は7億75百万円(前期比4.1%減)、営業利益は4億47百万円(前期比5.8%減)となりました。

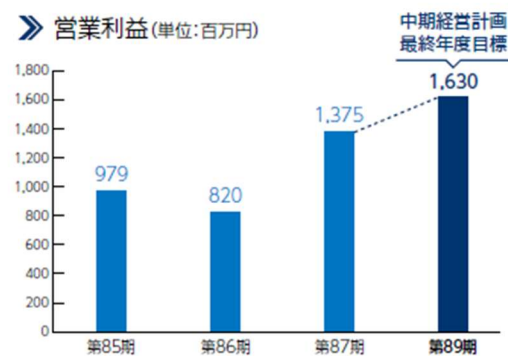
## 連結財務ハイライト

※第86期より、不動産賃貸に係る損益について、営業外損益に表示する方法から売上高および売上原価に表示する方法に変更しており、第85期については、当該表示方法の変更を反映した組み替え後の数値を記載しております。

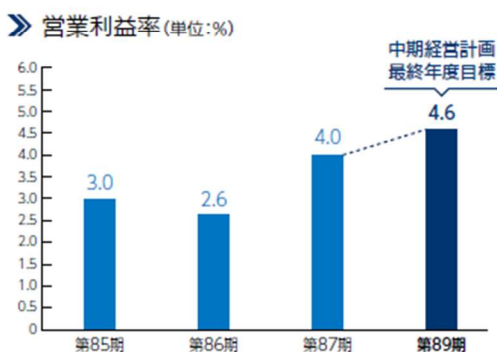
### 売上高 (単位:百万円)



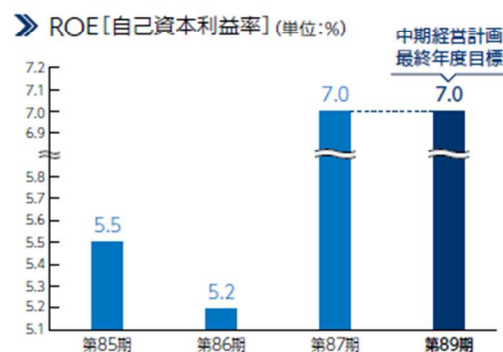
### 営業利益 (単位:百万円)



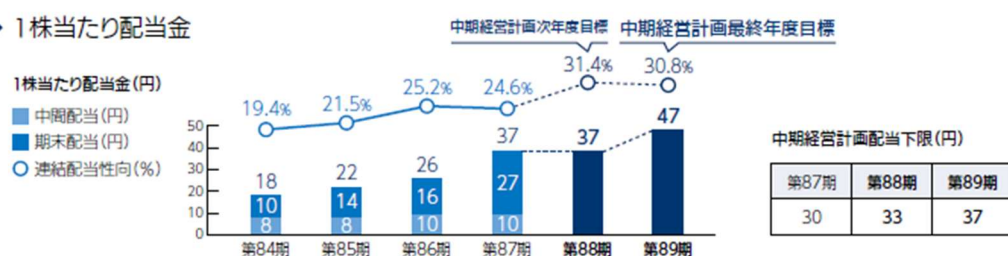
### 営業利益率 (単位:%)



### ROE[自己資本利益率] (単位:%)



### 1株当たり配当金



#### (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第84期 (2022年3月期)	第85期 (2023年3月期)	第86期 (2024年3月期)	第87期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高 (百万円)	30,600	32,944	31,669	34,198
経常利益 (百万円)	921	1,061	932	1,478
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	758	840	851	1,248
1株当たり当期純利益	92円74銭	102円31銭	103円00銭	150円13銭
総資産額 (百万円)	28,970	29,892	31,488	31,488
純資産額 (百万円)	14,932	15,821	17,387	18,345
1株当たり純資産額	1,807円93銭	1,908円11銭	2,082円54銭	2,186円42銭

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第84期の期首から適用しております。
2. 第86期より、不動産賃貸に係る損益について、営業外損益に表示する方法から売上高および売上原価に表示する方法に変更しており、第85期については、当該表示方法の変更を反映した組替後の数値を記載しております。

## (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
竹田印刷株式会社	50百万円	100%	各種印刷・ロジスティクス（BPOサポート）・システム関連・プロモーション支援
株式会社光文堂	315百万円	100%	印刷機械および印刷資材等の仕入・販売
竹田東京プロセスサービス株式会社	50百万円	100%	精密工業向け各種マスク製造・販売
株式会社プロセス・ラボ・ミクロン	100百万円	100%	電子部品実装用各種マスク製造・販売
日栄印刷紙工株式会社	10百万円	100%	紙器類の製造およびラベル・シール類の印刷
東海プリントメディア株式会社	50百万円	65%	新聞の印刷
株式会社光風企画	10百万円	100%	印刷物の企画・デザイン制作
上海竹田包装印務技術有限公司	200万米ドル	100%	中国における包装資材の企画・販売
PROCESS LAB. MICRON VIETNAM CO., LTD.	225万米ドル	(注1)100%	ベトナムにおけるメタルマスクの製造販売
TOKYO PROCESS SERVICE (Thailand) CO., LTD.	110百万バーツ	(注1)100%	タイにおける精密工業写真製版、スクリーン製版および製版用資機材の製造販売
富来宝米可龍(蘇州)精密科技有限公司	180百万円	(注1)100%	中国におけるメタルマスクなどの設計・製造
(注2) TAKEDA PACKAGING (Thailand) CO., LTD.	150百万バーツ	(注1)98.1%	パッケージおよび紙管の製造

(注1) 出資比率には間接所有による持分を含んでおります。

(注2) 当社は2024年5月21日付でタイにTAKEDA PACKAGING (Thailand) CO., LTD.を設立いたしました。なお、同社は資本金額が当社資本金額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社となります。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは印刷事業、印刷機械、その周辺機器および印刷資材等の販売、半導体関連各種マスクの製造・販売、不動産の賃貸と管理運営を主な事業の内容としております。

各事業の主な事業内容は以下のとおりであります。

- ①情報コミュニケーション…各種印刷、紙器パッケージ、ロジスティクス（BPOサポート）、システム関連、プロモーション支援
- ②ソリューションセールス…印刷機械、その周辺機器、印刷資材および事務用品・雑貨の販売
- ③半導体関連マスク…半導体関連各種マスクの設計・製造
- ④不動産賃貸…不動産の賃貸と管理運営

(8) 主要な営業所および工場（2025年3月31日現在）

当 社	本 社	名古屋市昭和区
竹 田 印 刷 株 式 会 社	本 社	名古屋市昭和区
	東 京 本 部	東京都中央区
	大 阪 本 部	大阪市中央区
	工 場	名古屋市昭和区、埼玉県越谷市
	物 流 倉 庫	愛知県小牧市
株 式 会 社 光 文 堂	本 社	名古屋市中区
	東 京 支 社	東京都北区
	支 店	仙台市若林区 他6ヶ所
	営 業 所	札幌市中央区 他16ヶ所
竹田東京プロセスサービス株式会社	本社・工場	神奈川県藤沢市、名古屋市昭和区
	工 場	石川県小松市、神奈川県相模原市
株式会社プロセス・ラボ・ミクロン	本社・工場	埼玉県川越市
	工 場	愛知県小牧市、佐賀県佐賀市
日 栄 印 刷 紙 工 株 式 会 社	本社・工場	大阪府八尾市
東 海 プ リ ン ト メ デ ィ ア 株 式 会 社	本社・工場	愛知県清須市
株 式 会 社 光 風 企 画	本 社	名古屋市中区
上 海 竹 田 包 装 印 務 技 術 有 限 公 司	本 社	中国
PROCESS LAB. MICRON VIETNAM CO., LTD.	本 社	ベトナム
TOKYO PROCESS SERVICE (Thailand) CO., LTD.	本 社	タイ
富 来 宝 米 可 龍(蘇州)精 密 科 技 有 限 公 司	本 社	中国
TAKEDA PACKAGING (Thailand) CO., LTD.	本 社	タイ

期末配当に関する事項	
配当財産の種類	金銭といたします
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金27円 総額 224,812,233円
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月9日

## 2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 29,592,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,326,379株 (自己株式454,621株を除く)
- (3) 株主数 7,577名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
竹田 i P ホールディングス従業員持株会	508	6.10
各 務 三 恵 子	374	4.49
株式会社三菱UFJ銀行	350	4.20
株式会社三井住友銀行	240	2.88
株式会社あいち銀行	210	2.52
日本特殊陶業株式会社	210	2.52
明治安田生命保険相互会社	200	2.40
アイカ工業株式会社	200	2.40
株式会社 f h e s	188	2.25
竹 田 孝 子	121	1.46

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
2. 当社は自己株式を454千株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。) に交付した株式の合計

	株式の種類および株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)	当社普通株式 13,600株	3名

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等（2025年3月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 CEO	山本 眞一	竹田印刷株式会社取締役相談役
代表取締役社長 COO	木全 幸治	竹田印刷株式会社代表取締役社長 株式会社プロセス・ラボ・ミクロン代表取締役社長
専務取締役 CSO	讃岐 秀昭	株式会社光文堂代表取締役社長
常務取締役 CFO	細野 浩之	全社統括
取締役	堀 龍之	丸の内綜合法律事務所代表弁護士
取締役	山本 光子	パーソルテンプスタッフ株式会社相談役 中央発條株式会社社外取締役 学校法人名城大学監事 アイカ工業株式会社社外取締役監査等委員 名糖産業株式会社社外取締役監査等委員
取締役 常勤監査等委員	古田 敦規	竹田印刷株式会社監査役
取締役 監査等委員	永田 昭夫	公認会計士永田昭夫事務所所長 日本トランスシティ株式会社社外監査役 パレモ・ホールディングス株式会社社外取締役
取締役 監査等委員	高橋 伸夫	

- (注) 1. 取締役堀龍之氏および山本光子氏ならびに監査等委員である取締役永田昭夫氏および高橋伸夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役永田昭夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は取締役堀龍之氏および山本光子氏ならびに監査等委員である取締役永田昭夫氏および高橋伸夫氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 当社は日常的な情報収集力の強化および重要な会議への出席によって監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を選定しております。
5. 代表取締役会長山本眞一氏は、2025年3月31日をもって代表取締役会長を辞任し、同年4月1日付で取締役相談役となりました。
6. 代表取締役社長木全幸治氏は、2025年4月1日付で代表取締役会長に就任いたしました。
7. 常務取締役細野浩之氏は、2025年4月1日付で代表取締役社長に就任いたしました。

## (2) 取締役の報酬等

### ①取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	134 (9)	108 (9)	13 (-)	12 (-)	6 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	18 (9)	18 (9)	- (-)	- (-)	3 (2)

- (注) 1. 業績連動報酬等は事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結純利益と単体純利益の目標達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給することとしています。業績指標として連結純利益と単体純利益を選定した理由は、当社グループとしての業績の向上および企業価値増大への貢献を測る指標として最適であるとともに、客観的にも明確な指標であるため、業績連動報酬の透明性を高めることができるものと判断したためです。当事業年度を含む連結純利益の推移は1.(5)財産および損益の状況の推移に記載のとおりであります。
2. 非金銭報酬等は譲渡制限付株式とし、取締役に対して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的としています。当該株式報酬の内容およびその交付状況は2.会社の株式に関する事項(5)に記載のとおりであります。

### ②取締役の報酬等の定めに関する事項

取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額は、2021年6月24日開催の第83回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額200百万円以内の固定報酬と年額60百万円以内の業績連動報酬 (使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない) と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の員数は8名です。

また、2018年6月27日開催の第80回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入することとし、2021年6月24日開催の第83回定時株主総会において、上記の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の限度額とは別枠で、取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬額として年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)の員数は5名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年6月24日開催の第83回定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額36百万円以内と決議

いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

### ③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申内容を尊重して取締役会決議により定めることとしております。

#### イ. 決定方針の内容の概要

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には取締役の報酬は、基本となる固定報酬と、短期的な業績に連動する報酬である業績連動報酬（賞与）、中長期的な業績と連動性の高い非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）より構成されており、当該取締役が株主の皆様と一層の価値共有を進め、中長期的な視点での業績や株式価値を意識した経営を動機づける制度設計を取り入れております。うち固定報酬の水準については、役位・職責・在任年数に応じて他社水準・当社の業績・従業員給与も考慮しながら、総合的に勘案し、決定しております。

#### ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社では、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬諮問委員会は、取締役の個人別の報酬等の内容および額について、その決定の方針と決定の方法との整合性、決定の方法と決定された報酬等の内容の合理性、報酬額を導き出す過程の適切性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその内容を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度につきましては、2024年6月28日開催の取締役会において、代表取締役 山本眞一、木全幸治に取締役の個人別の月額報酬の具体的な内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬（賞与）の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

取締役会は、2021年3月18日開催の取締役会決議により当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申を尊重して決定しなければならないこととしております。

また、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）についても、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役会の決議により、取締役個人別の割当数を定めることとしております。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①重要な兼職先と当社との関係

- ・当社は、取締役堀龍之氏が代表弁護士を務める丸の内綜合法律事務所との間で法律顧問契約を締結しており、取締役堀龍之氏以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、同事務所と当社との間における取引額は僅少であります。
- ・取締役山本光子氏は、パーソルテンプスタッフ株式会社の相談役、中央発條株式会社の社外取締役、学校法人名城大学の監事、アイカ工業株式会社の社外取締役監査等委員および名糖産業株式会社の社外取締役監査等委員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役永田昭夫氏は、公認会計士永田昭夫事務所所長、日本トランスシティ株式会社の社外監査役およびパレモ・ホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## ②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会および監査等委員会における発言の状況・内容と、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要等
社外取締役	堀 龍之	当事業年度に開催された取締役会17回の内16回に出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。また、取締役会決議事項における懸念事項の指摘、あるいは経営の迅速な決定を促すべく、所管取締役への助言・提言を行っております。
社外取締役	山本 光子	当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席いたしました。人材派遣会社取締役として有する豊富な人材開発・労務管理面での知識と経験から取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。また、取締役会決議事項における懸念事項の指摘、あるいは経営の迅速な決定を促すべく、所管取締役への助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	永田 昭夫	当事業年度に開催された取締役会17回すべて、監査等委員会15回すべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	高橋 伸夫	当事業年度に開催された取締役会17回の内16回に、監査等委員会15回の内14回に出席いたしました。企業経営についての幅広い見識を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、適宜発言を行っております。

(注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

## ③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役堀龍之氏および山本光子氏ならびに監査等委員である社外取締役永田昭夫氏および高橋伸夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社が締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要は次のとおりであります。

①被保険者は当社取締役（監査等委員を除く。）、当社監査等委員である取締役、当社上席執行役員、対象子会社の役員であり、すべての被保険者について、その保

険料を全額当社が負担しております。

②補償地域は全世界、保険期間は2024年7月10日から2025年7月10日であります。

③補償対象としている保険事故の概要は次のとおりであります。

- ・会社の役員等としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求がなされた場合に、それによって被保険者である役員等が被る被害（法律上の損害賠償金、争訟費用等）を補償対象としております。

- ・このほか、現に損害賠償請求がなされていない場合でも、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員等がそれらに対応するために要する費用も補償対象としております。

④役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社の採用する役員等賠償責任保険では、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。

- ・役員等が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ・役員等の犯罪行為、または役員等が違法であることを認識しながら行った行為
- ・役員等に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ・役員等が行ったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
- ・違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

# 貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
流動資産	3,576	流動負債	688
現金及び預金	1,554	支払手形	9
短期貸付	1,922	短期借入金	340
未収入	55	一年内返済予定長期借入金	137
その他	43	リース債	5
		未払金	65
		未払法人税等	2
		未払費用	12
		預り金	6
		賞与引当金	36
		役員賞与引当金	16
		解雇引当金	55
		その他	1
<b>固定資産</b>	<b>9,679</b>	<b>固定負債</b>	<b>771</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>6,249</b>	長期借入金	277
建物	1,706	リース債	14
構築物	14	長期未払金	8
機械装置	30	退職給付引当金	161
車両運搬具	6	資産除去債務	230
工具器具及び備品	64	繰延税金負債	72
土地	4,099	その他	6
リース資産	18		
建設仮勘定	310	<b>負債合計</b>	<b>1,460</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>4</b>	<b>(純資産の部)</b>	
電話加入権	0	株主資本	11,443
ソフトウェア	3	資本金	1,937
その他	0	資本剰余金	1,799
		資本準備金	1,793
		その他資本剰余金	6
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,425</b>	利益剰余金	8,037
投資有価証券	935	利益準備金	279
関係会社株	2,004	その他利益剰余金	7,757
長期貸付	261	圧縮記帳積立金	363
差入保証金	159	別途積立金	5,800
保険積立金	28	繰越利益剰余金	1,593
その他	48	自己株式	△332
貸倒引当金	△13	評価・換算差額等	352
		その他有価証券評価差額金	352
<b>資産合計</b>	<b>13,256</b>	<b>純資産合計</b>	<b>11,796</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>13,256</b>

# 損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営	業 収 益		1,563
営	業 費 用		
	不 動 産 賃 貸 費 用	308	
	一 般 管 理 費	771	1,079
営	業 利 益		483
営	業 外 収 益		
	受 取 利 息 及 び 配 当 金	52	
	そ の 他 の 営 業 外 収 益	7	60
営	業 外 費 用		
	支 払 利 息	4	
	投 資 事 業 組 合 運 用 損	8	
	そ の 他 の 営 業 外 費 用	3	16
経	常 利 益		527
特	別 利 益		
	投 資 有 価 証 券 売 却 益	20	20
特	別 損 失		
	固 定 資 産 除 売 却 損	16	
	特 別 調 査 費 用 等	62	
	お 別 れ の 会 関 連 費 用	11	
	解 体 撤 去 引 当 金 繰 入 額	55	
	そ の 他 の 特 別 損 失	1	147
	税 引 前 当 期 純 利 益		401
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	18	
	法 人 税 等 調 整 額	△224	△205
	当 期 純 利 益		606

## VI. 株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
2024年4月1日 期首残高	1,937	1,793	-	1,793	279	7,366	7,646	△360	11,017
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△215	△215		△215
当期純利益						606	606		606
自己株式の処分			6	6				28	34
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	6	6	-	391	391	28	425
2025年3月31日 期末残高	1,937	1,793	6	1,799	279	7,757	8,037	△332	11,443

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2024年4月1日 期首残高	318	318	11,336
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△215
当期純利益			606
自己株式の処分			34
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	33	33	33
事業年度中の変動額合計	33	33	459
2025年3月31日 期末残高	352	352	11,796

(注) その他利益剰余金の内訳

項目	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
2024年4月1日 期首残高	370	5,800	1,195	7,366
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△215	△215
別途積立金の取崩				-
当期純利益			606	606
自己株式の処分				-
税率変更による積立金の調整額	△6	-	6	-
資産圧縮記帳積立金の取崩	△0	-	0	-
事業年度中の変動額合計	△7	-	398	391
2025年3月31日 期末残高	363	5,800	1,593	7,757

## Ⅶ. 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券

##### 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

##### 子会社株式

移動平均法に基づく原価法

##### その他有価証券

##### 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

##### 市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっており、組合の営業により獲得した損益の持分相当額を損益として計上しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

##### 定率法

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については実績率基準により計上し、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、債権の内容に応じ、追加計上しております。

##### ②賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

⑤解体撤去引当金

将来発生が見込まれる固定資産の解体撤去費用に備えるため、損失見込額を算定し計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社からの事務受託料、経営指導料、不動産賃貸収入及び受取配当金であります。

事務受託料及び経営指導料については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

不動産賃貸収入については、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づいて計上しております。

受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によることとしております。

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理を採用しております。

②退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### 繰延税金資産の回収可能性

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金負債 72百万円

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳については、「6. 税効果会計に関する注記」

をご参照ください。

また、識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報については、連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」をご参照ください。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	1,942百万円
長期金銭債権	261百万円
短期金銭債務	5百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	6,906百万円
上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。	
(3) 保証債務	
株式会社プロセス・ラボ・ミクロンの借入金に対する債務保証	94百万円
竹田東京プロセスサービス株式会社の借入金に対する債務保証	520百万円
竹田東京プロセスサービス株式会社のリース債務に対する債務保証	3百万円
(4) コミットメントライン契約	
当社では、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。	
この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。	
コミットメントライン極度額	1,500百万円
借入実行残高	－百万円
借入未実行残高	1,500百万円

上記のコミットメントライン契約には、次の財務制限条項が付されております。

(借入枠1,500百万円 借入実行額－百万円)

連結決算での純資産の部を2019年3月期比75%以上に維持すること。

### 4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	1,514百万円
営業費用	7百万円
営業取引以外の取引による取引高	32百万円
(2) 特別調査費用等 (特別損失)	
当社連結子会社の従業員による金銭の横領に係る不正行為に関連する調査費用として外部専門家等へ支払うべき報酬を特別調査費用等として計上しております。	

- (3) お別れの会関連費用（特別損失）  
当社元名誉会長各務芳樹氏のお別れの会に関連する費用であります。
- (4) 解体撤去引当金繰入額（特別損失）  
将来発生が見込まれる固定資産の撤去費用に備えるため、解体撤去費用引当金繰入額を計上しております。

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	454,621株

#### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	4百万円
賞与引当金	11百万円
退職給付引当金	51百万円
未払金及び長期未払金（役員退職慰労引当金）	10百万円
有価証券評価損	8百万円
繰越欠損金	59百万円
会員権評価損	54百万円
子会社株式評価損	166百万円
現物出資差額	96百万円
減損損失	244百万円
資産除去債務	73百万円
その他	33百万円
繰延税金資産小計	813百万円
評価性引当額	△528百万円
繰延税金資産合計	284百万円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮記帳積立金	170百万円
有価証券評価差額金	165百万円
資産除去債務に対応する除去費用	21百万円
繰延税金負債合計	357百万円
繰延税金資産の純額	△72百万円

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、機械装置及び照明設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引 金額	科 目	期末 残高
			役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	竹田印刷株式会社	100%	4名	事務受託、 不動産の賃貸 及び事業資金 の貸付	事務受託	202	—	—
					不動産の賃貸	377	—	—
					資金の貸付	200	短期貸付金	500
					資金の回収	200		
子会社	東海プリントメディア 株式会社	65%	1名	不動産の賃貸	不動産の賃貸	190	—	—
子会社	株式会社 プロセス・ラボ・ ミクロン	100%	2名	事業資金の 貸付及び 債務の保証	資金の回収	738	短期貸付金	1,032
					資金の貸付	450		
					債務の保証	94	—	—
子会社	竹田東京 プロセスサービス 株式会社	100%	2名	事業資金の 貸付及び 債務の保証	資金の回収	100	短期貸付金	250
					債務の保証	523	—	—
子会社	TAKEDA PACKAGING (Thailand) CO.,LTD.	93%	2名	事業資金の 貸付	資金の貸付	231	長期貸付金	224

取引条件及び取引条件の決定方針等

建物の賃貸借については、近隣の取引実勢を勘案し協議の上決定しております。

債務の保証は、金融機関からの借入金に対する保証等であり取引金額には期末残高を記載しており

ます。

事務の受託については「事務委託契約」に基づき決定しております。

資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

**10. 1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額	1,416円73銭
1株当たり当期純利益	73円00銭

**11. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

※記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

竹田 i P ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人  
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 楠元 宏 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大門 亮介 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、竹田 i P ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類

等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## ■ 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第87期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

竹田 i P ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 古田 敦 規 ㊟

監査等委員 永田 昭 夫 ㊟

監査等委員 高橋 伸 夫 ㊟

(注) 監査等委員永田昭夫及び高橋伸夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上